

# 有価証券報告書の訂正報告書

(金融商品取引法第24条の2第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成18年4月1日  
(第9期) 至 平成19年3月31日

みらい証券株式会社

(E03802)

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年9月9日

**【事業年度】** 第9期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

**【会社名】** みらい証券株式会社

**【英訳名】** Mirai Securities Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 上島健史

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋三丁目8番14号

**【電話番号】** 03(5299)6111 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 桃野義隆

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋三丁目8番14号

**【電話番号】** 03(5299)6111 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 桃野義隆

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第9期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

#### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（7）省略

（8）取締役の選任方法

当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、かつ、決議は累積投票によらない旨を定款で定めています。

（9）省略

（10）決議の方法

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する旨定款に定めています。

また、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する旨定款に定めています。

（11）～（13）省略

（訂正後）

(1)～(7)省略

(8)取締役の選任及び解任方法

当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、かつ、決議は累積投票によらない旨を定款で定めています。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めています。

(9)省略

(10)決議の方法

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する旨定款に定めています。

また、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する旨定款に定めています。

(11)～(13)省略